平成２１年（フ）第３４４号
岡山市中区倉富330番地の１
破産者　キビリュウツウシステム株式会社
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９６号
岡山市北区岩井１丁目２番19号
破産者　有限会社ドリームインパクト
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４号
鹿児島県薩摩川内市百次町1447番地２
破産者　大川　和人
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第７５０号
東京都調布市布田６丁目２番地１
破産者　有限会社孝子美容室
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７５１号
東京都調布市国領町１丁目21番地15パルコバヤシ103
破産者　大橋　孝子
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８４３号
東京都あきる野市野辺234番地
破産者　森　　敬章
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８４４号
東京都あきる野市野辺234番地
破産者　森　　瑠璃子
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８４５号
東京都あきる野市野辺234番地
破産者　森　　淳美
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８４６号
東京都あきる野市野辺234番地
破産者　森　　雅美
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７４７号
横浜市中区元浜町３丁目21番地２ヘリオス関内ビル
破産者　ＫＫアソシエイツ株式会社
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３号
岐阜市六条北３丁目10番地７サンホワイトビル１階
破産者　株式会社テレマート
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成１９年（フ）第１５３号
大分県日田市大字高瀬859番地
破産者　有限会社武内工務店
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３１号
山口県美祢市大嶺町西分645番地６　美祢市共楽荘、開始決定時の住所山口県萩市大字椿東6455番地
破産者　兼本　　昇
１　決定年月日　平成21年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２０年（フ）第１７６４号
埼玉県新座市野火止６丁目４番33号　メゾンドール新座志木壱番館205号室
破産者　上野　幸男
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字本郷579番地６
破産者　高橋　　司
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７１６号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字上内478番地　わし宮団地２街区40棟503号
破産者　小林　　圭
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７２４号
埼玉県北本市石戸６丁目58番地　宮前ドリーム101、破産手続開始時の住所埼玉県久喜市吉羽２丁目19番地50　グランドール・ミキＢ201
破産者　藤島　竜彦
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８８２号
埼玉県志木市上宗岡１丁目８番36号
破産者　柴山　幸一
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８９７号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字栄3477番地18、旧住所埼玉県北埼玉郡大利根町大字旗井223番地10
破産者　早坂奈奈子
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係